

# 営業秘密侵害罪と情報に対する 刑事的保護について

木村 光江

1. 問題の所在
2. 不正競争防止法における罰則規定の変遷
  - (1) 営業秘密の意義
  - (2) 刑事罰の導入の経緯とその後の改正
  - (3) 平成 21 年改正 — 処罰の拡大・早期化
3. 平成 27 年改正とその影響
  - (1) 平成 27 年改正の概要
  - (2) 平成 27 年改正の意義 — 被害の重大性の反映
4. 刑事判例の動向
  - (1) 刑事事件の増加傾向
  - (2) 刑事事件捜査における課題
5. 情報侵害への刑罰適用 — 今後の方向性
  - (1) 「秘密を漏らす罪」から「情報の保護」へ
  - (2) 刑法における情報の保護

## 1. 問題の所在

近年、東芝の NAND 型フラッシュメモリの情報漏えい事件 (2012 年) や、ベネッセの顧客情報流出事件 (2014 年) など、大型の企業情報漏えい事件が続く。情報の価値はますます重要性を増している。実態としても、過去 5 年間に情報漏えいを経験した企業は、製造業 (301 人以上) では 14.6% に上る (図

1 参照) 1)。

しかし、刑法上の財産犯の対象は、財物と財産上の利益に限られており、情報は財産上の利益にも含まれず、財物に化体されて初めて保護の対象となるにとどまる 2)。

刑法典では、情報は、財産犯ではなく、秘密を漏らす罪（秘密漏示罪，134条）の対象とされてきたのである。

これに対し、「営業秘密」に該当する情報については、不正競争防止法における営業秘密侵害罪の客体として刑事罰の対象とされている。営業秘密の侵害について刑事罰が導入されたのは、不正競争防止法の平成15年改正であったが、ほとんど適用されることがなかった。しかし、平成23年改正（後述3(1)）により、刑事手続における秘密保持が整備されて以降、刑事事件も積極的に活用されるようになってきている。営業秘密侵害事犯の検挙件数は増加傾向にあり、平成28年には18件が

図1 情報漏えいの経験（直近5年，企業アンケート）

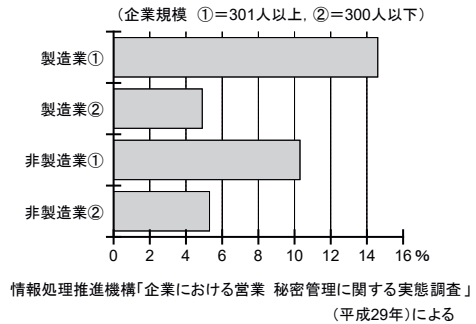
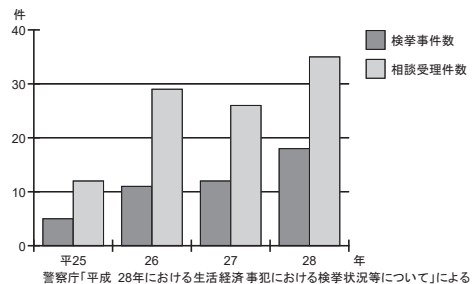


図2 「営業秘密」侵害事犯



1) 情報処理推進機構『企業における営業秘密管理に関する実態調査』（2017年）による。経験したという回答には、複数回経験したものも含み、また「おそらく漏えいがあったものと認識している」という企業も含む。

2) ファイル等の財物に化体された機密情報の持出しについて、窃盗罪に該当するとしたものとして、東京地判昭和59年6月28日（刑月16巻5=6号476頁，帝三製薬新薬産業スパイ事件，東京地判昭和59年6月15日（判時1126号4頁，富山化学新薬産業スパイ事件），業務上横領罪の成立を認めたものとして，東京地判60年2月13日（刑月17巻1・2号22頁，新潟鉄工事件）等がある。

検挙されている (図 2 参照)。

深津教授は、長年、消費者法、経済法の分野で多くの貴重な業績を残され、学部、法科大学院でも独占禁止法をはじめとする多くの講義を担当された。本稿では、経済刑法の領域で、特に近年法改正の動きが注目される不正競争防止法の営業秘密について、検討を加えたい。

## 2. 不正競争防止法における罰則規定の変遷

### (1) 営業秘密の意義

不正競争防止法における「営業秘密」<sup>3)</sup>は、同法 2 条 6 項において以下のよう  
に定義される。

#### 不正競争防止法 2条6項

この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、  
販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公  
然と知られていないものをいう。

すなわち、①秘密として管理されていること (秘密管理性)、②事業活動に  
有用な技術又は営業上の情報であること (有用性)、③公然と知られていない  
こと (非公知性) が必要である。

①秘密管理性は、情報の保有者が主観的に秘密にする意思を有する場合のみ  
ならず、従業員、外部者から客観的に秘密として管理されていることを要する。  
具体的には、当該情報にアクセスした者に、それが営業秘密であることが認識  
できる状態におかれていることが必要である<sup>4)</sup>。

---

3) 元々は「財産的情報」として法文化される予定だったところ、企業の秘密全体が  
包含されるおそれがあるという理由から、内閣法制局の修正により「営業秘密」に  
変更されたとされる (小野昌延=松村信夫『新・不正競争防止法概説 (第 2 版)』  
(2015 年) 83 頁, 文熙泰「営業秘密の刑事的保護」阪大法学 63 卷 5 号 (2014 年)  
170 頁参照)。

4) 従来は、①情報にアクセスできる者が制限されていること (アクセス制限)、②情

また、②有用性とは、財やサービスの生産、販売、研究開発に役立つなど、事業活動にとって有用なことをいう<sup>5)</sup>。例えば製品の設計図・製法、顧客名簿、販売マニュアル、仕入れ先リストなどについて認められる。

そして、③非公知性とは、公然と知られていないことを意味し、当該情報が刊行物に記載されていない等、所有者の管理下以外では一般的に入手することができない状態にあることをいう<sup>6)</sup>。

## (2) 刑事罰の導入の経緯とその後の改正

営業秘密の保護が不正競争防止法に導入されたのは、同法の平成2年改正である。同改正では、営業秘密に関する不正行為を不正競争の類型として追加した。ただし、民事的制裁のみが規定され、差止請求を認める等の規定が盛り込まれた<sup>7)</sup>。その後、平成15年改正により、初めて刑事罰が導入されるに至った。

そもそも企業の秘密情報については、かつて昭和49年の刑法改正草案（昭和49年5月29日法制審議会総会決定）で立法案が示されていた。

---

報にアクセスした者に当該情報が営業秘密であることが認識できるようにされていること（客観的認識可能性）の2つの要素で秘密管理性を判断してきた。しかし、認識可能性があれば、十分なアクセス制限がないとしても秘密管理性を認めるべきであるとして、平成27年に改定された経済産業省「営業秘密管理指針」（平成27年1月）において、アクセス制限も含む措置として「秘密管理措置」がなされていることが必要であると変更された（経済産業省知的財産政策室編『逐条解説不正競争防止法』（2016年）（以下、『逐条解説』とする）41-42頁）。

- 5) 脱税、有害物質の排出、禁制品の製造などは、正当な業務活動とはいえ、「有用性」の判断対象とならない。公共土木工事単価情報に関する損害賠償請求事件について、東京地判平成14年2月14日（裁判所Web）は、原告会社が営業秘密と主張する情報は、本来、入札業者には非公開のはずの資材単価等のデータであり、公共の利益に反する性質を有するから「有用性」の要件を欠くとした。
- 6) 所有者以外の者が知っていても、守秘義務が課されていれば非公知性は認められる。
- 7) その後、平成5年改正により、第2条1項に営業秘密に関する不正行為が列举された。

**刑法改正草案 第318条(企業秘密の漏示)**

企業の役員又は従業者が、正当な理由がないのに、その企業の生産方法その他の技術に関する秘密を第三者に漏らしたときは、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。これらの地位にあつた者が、その企業の生産方法その他の技術に関する秘密を守るべき法律上の義務に違反して、これを第三者に漏らしたときも、同じである。

これは、信書開封罪、秘密漏示罪と並んで、「秘密を侵す罪」の章に置かれたもので、企業の役員又は従業者が「技術に関する秘密を漏らす」ことを処罰する規定であった<sup>8)</sup>。しかし、この規定に対しては、構成要件が不明確であり、「消費者がある製品の価格が不当に高すぎるのではないかと考えて、その原価を探り出す道とか、公害源をつきとめる道は、明らかに困難になることであろう」として、「消費者運動を減殺する効果を有する」と酷評された<sup>9)</sup>。

不正競争防止法に、営業秘密に関する民事的制裁が規定された後も、刑事罰導入は長い間実現せず、刑事罰の整備は、不正競争防止法の平成 15 年改正まで待つことになる。刑事罰導入の背景は、ネットワーク化の進展、情報技術の進歩、グローバル化の進展に伴い企業の競争力の維持・強化が求められたこと等によるとされる<sup>10)</sup>。昭和 49 年の刑法改正草案から 30 年以上経過し、消費者と企業との関係も大きく変化したことも刑事罰導入の背景として指摘されよう。

---

8) 企業内の者が秘密を漏らす罪とするか、外部からの秘密の探知を処罰するかの争いがあったところ、秘密を漏らす罪として立法案が策定されたとの指摘がある。西原春夫「第 35 章 秘密を侵す罪」平場安治他編『刑法改正の研究 2』(1973 年) 375 頁参照。

9) 西原・前掲注 (8) 376 頁。西原教授は、「企業活動がもたら国民の福祉を増進させることのみに関与している時代・社会においては、立法技術的に可能であるならば、この種の規定を設けることも差し支えないであろうが、現在は、周知のように、企業と消費者たる大多数の国民とのあいだに、部分的に鋭い対立関係がみられる時代である。」ことを、批判の根拠とされている。特に公害問題が深刻であった時代背景が影響しているとする指摘もある (前掲注 (4) 『逐条解説』 80 頁)。

10) 前掲注 (4) 『逐条解説』 81 頁。

## (i) 平成 15 年改正 — 刑事罰の導入

平成 15 年改正で導入された刑事罰の対象は、他人の営業秘密を不正に取得、使用または開示する行為であった。

第 14 条 1 項 3 号は、欺罔、暴行、脅迫行為、又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、不正の競争の目的<sup>11)</sup>で、使用、開示する行為を処罰する（3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金）。同項 4 号は、使用・開示目的で詐欺等行為又は管理侵害行為により営業秘密を取得する行為、同項 5 号は、保有者から示された者が、不正の競争の目的で、詐欺等行為、管理侵害行為又は横領等により、営業秘密を使用、開示する行為、同項 6 号は、保有者から示された役員、従業員が、不正の競争の目的で、使用、開示する行為を規定する（法定刑はすべて同じ）<sup>12)</sup>。いずれも親告罪とされた（同条 2 項）。

11) 営業秘密に関する刑事罰については、当初、すべて「不正の競争の目的」という主観的要件が必要とされていた。これは、不正な競争行為を目的とする場合に限ることにより、内部告発や取材・報道活動が処罰対象から除外されることを明確にするためであると説明されている。経済産業省知的財産政策部会「不正競争防止法の見直しの方向性について」（2015 年）10-11 頁、玉井克哉「営業秘密侵害罪における図利加害の目的」警察学論集 68 巻 12 号（2015 年）53 頁参照。

12) 平成 15 年に改正された 14 条 1 項は、次のように規定していた。

次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。

第 3 号 詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下同じ。）により、又は管理侵害行為（営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体（以下「営業秘密記録媒体等」という。）の窃取、営業秘密が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）第 3 条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下同じ。）により取得した営業秘密を、不正の競争の目的で、使用し、又は開示した者

4 号 前項の使用又は開示のように供する目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、営業秘密を次のいずれかに掲げる方法で取得した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を取得すること。

ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

5 号 営業秘密を保有者から示された者であって、不正の競争の目的で、詐欺等

## (ii) 平成 17 年改正 — 国外犯、退職者への対応

その後グローバル化がさらに進み、営業秘密を国外で不正に使用・開示した場合の処罰規定がないこと、また、元役員・元従業員が在職中に示された営業秘密を退職後に不正に使用・開示した場合の処罰が不十分であること<sup>13)</sup>、法人処罰規定がないことなどが問題となった<sup>14)</sup>。

平成 17 年改正の柱は次の 4 点である。①日本国内で管理されている営業秘密について、国外で使用・開示する行為を処罰の対象とし (21 条 6 項～8 項)、②退職者に対する処罰を拡大し、記録媒体の取得や複製を伴わない不正使用・開示についても、在職中に申込みや請託を受けた場合には処罰対象とし (21 条 1 項 6 号)、③営業秘密侵害罪にも法人処罰を導入し、アクセス権限のない者が行った営業秘密侵害罪の行為者が属する法人に罰金 (1 億 5,000 万円以下) を科すこととし、そして④法定刑の引き上げを行った (3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金であったものを、5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金とし、新たに併科も可能とした)。

さらに、平成 18 年には再び法定刑が引き上げられ、10 年以下の懲役又は 1,000 万円以下の罰金とするとともに、法人処罰の罰金額が 3 億円以下とされ

---

行為若しくは管理侵害行為により、又は横領その他の営業秘密記録媒体等の管理に係る任務に背く行為により、次のいずれかに掲げる方法で営業秘密が記録され、又は記録された書面又は記録媒体を領得し、又は作成して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

6 号 営業秘密を保有者から示されたその役員 (理事、取締役、執行役、業務を執行する無限責任社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。) 又は従業員であって、不正の競争の目的で、その営業秘密に管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者 (前号に掲げる者を除く。)

13) 平成 17 年改正前は、元従業員が、営業秘密記録媒体等を横領又は複製しない限り処罰の対象とはならなかった (旧 14 条 1 項 5 号参照)。

14) 経産省・前掲注 (11) 「不正競争防止法の見直しの方向性について」 7 頁参照。

た。

### (3) 平成 21 年改正 — 処罰の拡大・早期化

平成 17 年、18 年改正以降も、営業秘密の流出が多発し、不正競争防止法でも刑法でも処罰できない事案が生じる事態となっていた。特に、営業秘密侵害罪の構成要件が限定的であって処罰の対象とできない事案や、主観的要件である「不正の競争の目的」の認定が困難となって処罰できない事例がみられるなどの問題が生じた<sup>15)</sup>。これに対応するため、平成 21 年に、①営業秘密の使用・開示に至る前の段階での処罰を可能とするため、領得自体を処罰する構成要件を新設し、②媒体を介さずに取得する行為も処罰対象に加え、さらに③営業秘密侵害罪の目的要件を、「不正の競争の目的」から、「不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いている者に損害を加える目的で」に変更する改正を行った。

#### (i) 領得行為の処罰（21 条 1 項 3 号）と保護法益

①の領得行為については、21 条 1 項 3 号として以下の規定が新設された。

#### 21条1項

次の各号のいずれかに該当する者は、10 年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（注：平成 27 年改正で二千万円に引き上げ）

3号 営業秘密を保有者から示された者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者

イ 営業秘密記録媒体等（営業秘密が記載され、又は記録された文書、

---

15) 従業員が、ロシアの元在日通商代表部員に不正に開示したものの、「不正の競争の目的」が認められなかった事案や、従業員が、外部の第三者への開示目的で営業秘密を貸与パソコンに入れて無断で持ち出していたものの、外部への送信（使用・開示行為）の証拠が得られなかった事案などが指摘されている（産業構造審議会知的財産政策部会「営業秘密に係る刑事的措置の見直しの方向性について」（2009 年）6 頁参照。



図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ。) 又は営業秘密が化体された物件を横領すること。

ロ 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。

ハ 営業秘密記録媒体等の記載又は記録であって、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。

改正前の 3 号は、従業員等の「営業秘密を保有者から示された者」が、使用・開示する行為を処罰するものであったが、改正された 3 号は使用・開示に至る前の「領得」行為を処罰する。従来から処罰対象となっていた使用・開示がなされた場合には、4 号で処罰される。

領得行為の処罰化は、営業秘密侵害罪の保護法益の観点からも注目すべき変更であった。すなわち、営業秘密侵害罪の保護法益については、公正な競争秩序の維持という社会法益に対する罪と解するか、営業秘密の財産的価値に着目した個人法益に対する罪と解するかの対立があるとされてきた<sup>16)</sup>。もっとも、いずれかの法益のみを保護するものではない。現行法では営業秘密の侵害は不正競争防止法に規定され、社会法益の側面が強いようにもみえるが、平成 15 年に刑事罰が導入された際にも親告罪規定が設けられており、実態は、個人的法益である営業秘密の財産的価値と、社会的法益としての構成の競争秩序の維持の両方が保護法益であると理解することができる<sup>17)</sup>。

ただ、公正な競争秩序を重視するのであれば、営業秘密が実際に使用される、あるいは少なくとも開示されることにより、公正な競争秩序が害されるに至るまでは処罰する必要がないともいえる。それに対し、領得行為の時点での処罰は、使用ないし開示することのできる状態に置くことにより、営業秘密の価値を毀損する「おそれ」を生じさせることを処罰することとなり、営業秘密の財産的価値に対する侵害をより重視したとみることができよう。よって、平成

---

16) 一原亜貴子「営業秘密侵害罪の保護法益」商学討究 59 卷 4 号 (2009 年) 165 頁以下参照。

17) 前掲注 (15)「営業秘密に係る刑事的措置の見直しの方向性について」8 頁参照。

21年改正により、営業秘密侵害罪が財産犯化したとする指摘もある<sup>18)</sup>。

たしかに、使用・開示に至る前の領得行為の処罰は、被害企業の損害の重大性に着目したものであり、それを個人法益の重視として理解することも可能である。ただ、競争秩序保護という側面からも、国外等に膨大な営業秘密が流出し、日本企業の国際競争力が低下するという被害が重大であって、これを防止するために、いわば未遂段階、予備段階を処罰する必要性に迫られたと説明することもできる<sup>19)</sup>。

なお、3号は、新たに「ハ」として、記録媒体等の消去すべき記録を消さない行為も処罰の対象として加えた。

#### (ii) 不正取得罪の行為態様

平成21年改正前の1項1号は、記録媒体等を取得する行為及び、その複製を作成する行為に限定して処罰していた。それに対し平成21年改正では、詐欺等行為ないし管理侵害行為により、営業秘密を取得する行為が広く処罰の対象とされることとなった。

#### 21条1項1号

不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

「管理侵害行為」の例示のうち、「財物の窃取」は、改正前の「営業秘密が記

---

18) 一原亜貴子「営業秘密侵害罪に係る不正競争防止法の平成21年改正について」岡山大学法学会雑誌60巻3号（2010年）485頁参照。平成21年改正により、目的要件が不正競争の目的から図利加害目的に変更になった点も、財産犯化を意味するとする。

19) 領得行為処罰を可能にした条件として、企業の営業秘密の管理体制が整備され、それを侵害する行為の当罰性が高まったことも挙げられている。前掲注（15）「営業秘密に係る刑事的措置の見直しの方向性について」8頁。

載され、又は記録された書面又は記録媒体の窃取」を改めたものである。以前の規定では、試作品のように、記録媒体以外の物に化体した営業秘密は、取得の対象とされてこなかったが、21 年の改正により、これらも処罰の対象に含まれることとなった<sup>20)</sup>。

### (iii) 主観的要件としての図利加害目的

平成 21 年改正では、主観的要件に関しても大きな変更が加えられた。従来は、21 条 1 項各号の犯罪類型には「不正の競争の目的」が必要とされていたが、それを改正し、「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的」(以下、「図利加害目的」とする)とした。その理由は、競争関係が存在せず、保有者に損害を与えることのみを目的としてインターネットに一般公開するといった愉快犯等が除外されてしまう他、不正競争目的が認められにくい外国政府への流出が処罰できないためとされている<sup>21)</sup>。

平成 15 年の刑事罰導入当初より、図利加害目的を要件とすべきとの議論もあったところ、内部告発や報道取材活動への影響から見送られた経緯があった<sup>22)</sup>。しかし、在日外国政府通商代表部員が、光学系機器メーカー従業員から、軍事転用されるおそれのある光通信の機密部品を入手した事例(通商部代表部員は警察の出頭要請に応じず帰国し、従業員についても起訴猶予処分)、自動車部品メーカー勤務の外国人従業員が、図面データを貸与パソコンに大量にダウンロードし、繰り返し自宅に持ち帰っていたが、貸与パソコンにデータが残っておらず、私用パソコンは破壊されていたため、データの使用や外部持ちだしの確認ができなかった事案などの重大事犯が多発したため、不正競争の目的の修正が求められることとなった<sup>23)</sup>。

---

20) 前掲注(4)『逐条解説』222 頁参照。

21) 経済産業省知的財産政策室編著『逐条解説不正競争防止法(平成 21 年改正版)』(2010 年)175 頁参照。

22) 土肥一史「営業秘密侵害罪に関する不正競争防止法の改正について」ジュリスト 1385 号(2009 年)79-80 頁、玉井・前掲注(11)52 頁参照。

23) 経済産業省『技術情報等の適正な管理の在り方に関する研究会報告書』(2008 年)4 頁以下参照。

主観的要件の変更により内部告発等の処罰のおそれが生ずるとの懸念に対しては、①公益の実現を図る目的で、事業者の不正情報を内部告発する行為、②労働者の正当な権利の実現を図る目的で、労使交渉により取得した保有者の営業秘密を労働組合内部（上部団体等）に開示する行為、③残業目的で、権限を有する上司の許可を得ずに営業秘密が記載等された文書やUSBを自宅に持ち帰る行為等は、図利加害目的が否定されると説明されている<sup>24)</sup>。

これに対しては、さらに、内部告発目的であっても営業秘密を開示すれば企業に何らかの損害を与えることは認識し得るから、加害目的は否定できないはずであるとの批判もなされている<sup>25)</sup>。もっとも、同じく図利加害目的を要件とする背任罪（刑法247条）では、図利加害目的は、損害の認識というより「主として本人のためにする動機」<sup>26)</sup>か否かにより判断されるから、損害の認識があるからといって必ず加害目的があるとは限らない。ただし、背任罪と同様に「動機」で判断するとしても、内部告発が「主として本人（会社）のためにする動機」に当たると考えるのは困難である。

もっとも、営業秘密に関する図利加害目的は、背任罪のそれとは異なるとする有力な主張もある。『主として正当な社内活動のため』あるいは『主として正当な報道のため』であれば、図利加害目的がない」とする見解で、図利加害目的が認められる場合とは、私的利益の獲得や勤務先への報復が動機の場合などであるとする<sup>27)</sup>。

しかし、正当な社内活動のため、あるいは正当な報道のためであれば、刑法35条の正当行為として認めることも可能なはずであるから、そもそも主観的要件を残すことが必要かという議論もあり得よう<sup>28)</sup>。ただ、そもそも平成15年

---

24) 前掲注(4)『逐条解説』221頁参照。

25) 一原・前掲注(18)483頁参照。ただし、正当行為としての違法阻却の余地は認められるとする。

26) 前田雅英「背任罪と図利加害目的」判例時報1541号(1995年)25頁参照。

27) 玉井・前掲注(11)58-59頁。

28) 玉井・同65頁注(13)参照。

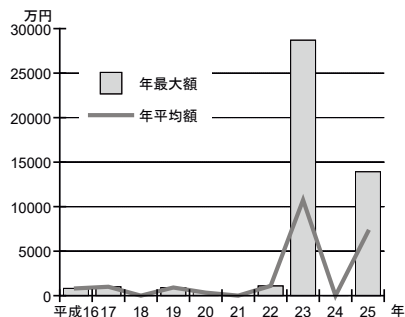
改正の段階で主観的要件が導入された経緯を考慮すれば、少なくとも現時点では、注意的な意味として条文に書き込むことの意味は残されていると解される。

### 3. 平成 27 年改正とその影響

#### (1) 平成 27 年改正の概要

平成 21 年の大幅改正以降も、前述のように、東芝がフラッシュメモリに関する技術をめぐり外国企業である S K ハイニックスを提訴した事案 (2012 年, 330 億円で和解) や、ベネッセの顧客情報が、約 50 社に対し約 3000 万件流出した事案 (2014 年)<sup>29)</sup> など、技術漏えいや顧客情報の漏えい事案が多発する状態が続いた。また、民事訴訟において認容される損害額も増加傾向が続き、平成 23 年には年平均額が 1 億円を超える状態となった (図 3 参照)<sup>30)</sup>。

図 3 営業秘密侵害訴訟・損害額  
(地裁容認額)



また、平成 15 年の刑事罰導入以来、罰則の適用範囲拡大や重罰化の改正を行ってきたにもかかわらず、刑事手続において営業秘密の内容が公になること

29) ベネッセが業務委託していた A 社勤務の X が平成 21 年の不正競争防止法 21 条に基づき起訴され、東京地立川支判平成 28 年 3 月 29 日 (判タ 1433 号 231 頁) は懲役 3 年 6 月及び罰金 300 万円に処し、東京高判平成 29 年 3 月 21 日 (高刑集 70 卷 1 号 10 頁) により有罪が維持されている (ただし、会社側に顧客情報の管理等について不備があることを理由に、懲役 2 年 6 月及び罰金 300 万円に減刑された)。事案の詳細については、樋口晴彦「ベネッセ顧客情報漏えい事件の事例研究」千葉商大論叢 53 卷 1 号 (2015 年) 155 頁以下。

30) エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所『営業秘密保護制度に関する調査研究報告書 (平成 26 年度産業経済研究委託事業)』(2015 年) 16 頁参照。

を恐れて、被害企業が告訴を躊躇する事態が生じていた<sup>31)</sup>。そこで、まず、平成23年改正により、営業秘密保持のための刑事手続きが整備され、被害者等の申出に基づき、裁判所は、営業秘密の内容を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定（秘匿決定）ができることとした（23条以下）<sup>32)</sup>。

さらに、平成27年には、不正競争防止法において営業秘密保護の一層の強化を図る改正がなされた。保護の強化は、民事・刑事両方でなされているが、特に刑事に関して以下のような重要な改正がなされた。構成要件に関する変更として、①営業秘密の転得者に対する処罰を、3次取得者以降にも拡大し<sup>33)</sup>、②不正取得及び不正開示等に関する未遂処罰の導入（21条4項。ただし、領得行為については未遂処罰の対象ではない<sup>34)</sup>）、③営業秘密の不正使用により生産した製品の譲渡・輸出入の禁止及びそれに対する刑事罰の適用<sup>35)</sup>がある。

また、④従来は、営業秘密の内容が公になることの懸念から親告罪とされていたが、平成23年改正による秘匿決定等の整備を受けて、原則として非親告

---

31) 前掲注(4)『逐条解説』20頁参照。営業秘密侵害罪の罰則が初めて適用されたのは、仙台地判平成21年7月16日（裁判集未登載）であるとされる（土肥・前掲注(22)83頁、一原亜貴子「判評」岡山大学法学会雑誌60巻3号119頁以下参照）。

32) 秘匿決定手続について、星周一郎「営業秘密侵害罪に関する刑事訴訟法手続の特例と公開裁判を受ける権利」法学新報123巻9=10号（2017年）183頁以下。

33) 改正前は、最初の不正開示者から開示を受けた者（2次取得者）が使用・開示する行為のみを処罰していたが、改正により、3次取得者以降が使用・開示する行為も処罰の対象となった（21条1項8号）。顧客名簿が転々流通する事例などへの適用が考えられ、ベネッセの顧客情報流出事案では、5次転得者に当たる名簿事業者にまで渡ったとされる（時の法令1992号（2015年）25頁参照）。

34) 領得行為は、従業員の日々の業務活動に無用な萎縮効果が生ずるおそれがあることが理由とされており（前掲注(4)『逐条解説』242頁）、実質的にみても、従業員らが不正に横領・複製する行為であるから、横領罪に未遂がないのと同様に事実上未遂が考えにくい類型である。

35) 営業秘密侵害品の譲渡・輸出入が「不正競争」に追加された（2条1項10号）ことに伴い、罰則規定を設けた（21条1項9号）。営業秘密を使用した製品が流通することを規制することにより、営業秘密侵害に対する抑止効果を図る目的で規定された。

罪とすることとした<sup>36)</sup>。さらに罰則の適用に関しては、⑤国外犯処罰の範囲を拡大し、海外サーバ(クラウドなども含む)に保管された営業秘密を海外において不正取得する行為を処罰対象とすることを明確化した<sup>37)</sup>。⑥法定刑の引き上げも盛り込まれ、自然人については罰金が2,000万円までに引き上げられ(懲役10年以下については変更なし)、法人の罰金は3億円以下から5億円以下となり、海外重罰<sup>38)</sup>が適用される場合には10億円以下まで認められることとなった。このほか、⑦犯罪収益の任意的没収規定が導入された(21条10項~12項)。

## (2) 平成 27 年改正の意義 — 被害の重大性の反映

平成 27 年改正は、21 年改正の処罰拡大・強化をさらに進めたものであるが、情報の保護の観点から特に注目されるのが、未遂処罰と非親告罪化である。

未遂処罰は、不正取得・開示行為よりもさらに遡って処罰することを目的とするものである。具体例として、不正アクセス行為は確認されたものの、証拠隠滅等により営業秘密の持ち出しの事実が確認できない事案や、営業秘密を開示する約束をし、メールで送信しようとしたが相手方に到達しなかった場合等が未遂となると説明されている<sup>39)</sup>。本来、未遂処罰は例外的なもので、被害の重大性等を考慮して抑止の必要性が強く求められる犯罪類型について、「危険の発生」段階で処罰するものである<sup>40)</sup>。未遂処罰規定を設けるということは、

---

36) 21 条 2 項 6 号に規定する秘密保持命令違反罪についてのみ、親告罪が維持されている。

37) それに伴い、営業秘密を「日本国内で管理」されているものから、「日本国内において事業を行う保有者」の保有するものへと、文言が変更された(21 条 3 項 3 号)。

38) 日本国外で使用目的で不正取得・領得する行為(21 条 3 項 1 号)、日本国外で使用目的を持つ相手方に、それを認識しつつ不正開示する行為(同項 2 号)、日本国外で不正使用する行為(同項 3 号)が挙げられる。

39) 経済産業省知的財産政策室・平成 27 年不正競争防止法の改正概要(営業秘密の保護強化)6 頁参照。

40) 前田雅英『刑法講義総論(第 6 版)』(2015 年)101 頁参照。

営業秘密の被害が、いかに重大で、かつ頻発するようになったかを示している<sup>41)</sup>。

また、非親告罪化は、営業秘密の公共的側面からの保護の必要性が重視されるようになったと評価することも不可能ではない。しかし、より実質的な理由として、顧客名簿や、複数社で営業秘密を共有する場合など、被害者と保有者とが一致しない場合や、被害者が一企業とは限らない場合が増加し、特定の被害者の告訴が困難な事案が増えたことが挙げられる<sup>42)</sup>。また、平成23年改正により、秘匿決定等の刑事訴訟法手続の特例が整備されたことも、非親告罪化を促進する役割を果たしたといえる。よって、親告罪でなくなったことを、直接、個人的法益か社会的法益かの議論と結びつけて論ずることは妥当でない。

平成27年改正は、平成26年4月に出された「知的財産戦略本部・営業秘密タスクフォース報告書」<sup>43)</sup>、及び同年6月に閣議決定された『『日本再興戦略』改訂2014』<sup>44)</sup>の意向を強く反映したものと思われる。タスクフォースの構成員は、経団連、日本商工会議所、東京商工会議の幹部の他、有力企業の取締役、研究者らからなるもので、経済界の意向が盛り込まれていると理解される。同報告書では、企業のグローバル競争の激化等に伴い、営業秘密の流出実態がますます深刻なものとなり、経済的損失が大きくなっていること、企業の競争力

---

41) 未遂処罰の導入は、諸外国との比較を強く意識したものでもあった。アメリカ、韓国、ドイツ等との比較で、共謀罪の導入についても検討されている（前掲注（39）改正概要3頁参照）。特にドイツの不正競争防止法との比較について、只木誠「営業秘密の侵害」『神山敏雄先生古稀祝賀論文集（第2巻）』（2006年）239頁以下参照。

42) 前掲注（4）『逐条解説』251頁。

43) [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeke2/tyousakai/kensho\\_hyoka\\_kikaku/eigyohi/houkoku.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeke2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/eigyohi/houkoku.pdf)。同タスクフォースは、平成26年2月の知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会座長決定として設置され、3回の会合を経て4月23日にタスクフォース議長名で同報告書が出されている。

44) 『『日本再興戦略』改訂2014』では、営業秘密漏えい防止対策について検討し、早急に具体化を図り、次期通常国家への関連法案の提出及び年内の営業秘密管理指針の改定を目指すこととされ（同57-59頁）、法制面からも営業秘密の保護強化を図るとの方針が確立した。



の源泉である営業秘密を保護する重要性が一段と高まっていることを強調し、「営業秘密の不正な取得や使用を行った者にはしっかりと刑事罰が科される」(タスクフォース報告書 2 頁) ことを示す必要があるとする。そして、営業秘密侵害の検挙件数が、他国と比較して少ないことを指摘し、実効的な抑止力を持つ刑事規定の整備が急務であるとしている(同報告書 5 頁参照)。営業秘密の流出が、いかに企業<sup>45)</sup>にとって重大な問題であるかが分かる。

## 4. 刑事判例の動向

### (1) 刑事事件の増加傾向

冒頭で指摘したように、近年、営業秘密侵害罪の検挙件数が増加しつつある。平成 28 年の検挙事例をみると、従業員が在職中に営業秘密を領得し、転職後に開示する事例が目立つ<sup>46)</sup>。実際には開示後に発覚することが多いであろうが、領得行為も併せて検挙・立件できるようになったことは、開示等の立証が困難な場合に有効で、平成 21 年改正の効果が現れているといえる。従来、営業秘密侵害罪に関する刑事裁判例は数が極めて少なかったが、検挙件数の増加に応じて今後増えることが予想される。

現時点(平成 30 年 3 月)での最高裁判例は 1 件(最決平成 28 年 10 月 31 日裁判所 Web, ヤマザキマザック事件)で、高裁判決としては東京高判平成 27 年 9 月 4 日(裁判所 Web, 東芝 NAND 型フラッシュメモリ事件)、東京高

---

45) 営業秘密の流出は、必ずしも大企業には限らず、例えば、「大手企業から試作品を製品化するよう持ちかけられ、その間、特許出願の方法については後日相談するからそれまでに絶対に公知にしないように言われた。半年経っても連絡が来ないため、確認をしたところ、当該大手企業が独自に特許出願をし、製品化されてしまった。クレームを申し入れたが、当該大手企業は、従前から当該商品に関する研究開発をしていたと主張して取り合ってもらえなかった」といった事例も紹介されている(経産省・前掲注(23) 6 頁, 81 頁, 玉井・前掲注(11) 38 頁参照)。

46) 警察庁生活安全局生活経済対策管理官・平成 28 年における生活経済事犯の検挙状況等について(2017 年) 21-22 頁。

判平成 29 年 3 月 21 日（高刑集 70 卷 1 号 10 頁，ベネッセ事件，前掲注（29））などがある。

（i）ヤマザキマザック事件

ヤマザキマザック事件は，工作機械の設計図面のファイル 6 個を，売却して利益を得る目的で，自己所有の外付けハードディスクにダウンロードして保存した行為が，不正競争防止法 21 条 1 項 3 号口の領得罪（複製の作成）に当たるとして起訴されたものである。第 1 審（名古屋地判平成 26 年 8 月 20 日裁判所 Web）での争点は，①ハードディスクへの複製があったか，②営業秘密に該当するか（特に秘密管理性及び有用性が認められるか）<sup>47)</sup>，③営業秘密の管理に係る任務に背いたといえるか，④不正の利益を得る目的があったかと多岐にわたるが，名古屋地裁はいずれも肯定し，懲役 2 年（執行猶予 4 年）及び罰金 50 万円に処した<sup>48)</sup>。

弁護側は，当該ファイルのみを入手しても工作機械を組み立て，製造・販売することは極めて困難であるから，有用性の要件を欠くこと，また，不正利得目的がなかったとして控訴したが，名古屋高裁（名古屋高判平成 27 年 7 月 29 日裁判所 Web）は，当該ファイルが本件工作機械の製造に利用される図面情報であり，本件工作機械を製造・販売する同社の事業活動に有用な技術上の情報である以上，取得した第三者が実際に役立てることができるか否かを考慮する必要がないとする原審の判断を認めた。

また，不正利得目的についても，第三者に対し，金属工作機械に関する図面情報を売却する仲介をするよう誘いかける内容のチャットを行っていること等から，ハードディスクへの複製時点で不正利得目的があったと認められるとし

---

47) 地裁判決は，不正競争防止法 2 条 6 項の解釈として，「営業秘密であるといえるためには，当該情報が，秘密として管理されていること（秘密管理性），事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること（有用性），公然と知られていないこと（非公知性）の各要件を満たすことが必要である。」とした。

48) 第 1 審判決について，田中浩之「営業秘密の侵害」木目田裕・佐伯仁志編『実務に効く企業犯罪をコンプライアンス判例精選』（2016 年）206 頁以下参照。

て、控訴を棄却し、上告も棄却された（前掲・最決平成 28 年 10 月 31 日）。

(ii) 東芝 NAND 型フラッシュメモリ事件<sup>49)</sup>

東芝と NAND 型フラッシュメモリの共同開発をしていた A 社の子会社である B 社の従業員であった X が、東芝が管理するデータベース内にあるフラッシュメモリの開発等に関する営業秘密が記録されたデータを複製し、外国法人である C 社の従業員らにスライド映写したりメール送信する等して開示した事案が、不正競争防止法 21 条 1 項 3 号（21 年法改正以前のもの）に該当するとして起訴された事案である。

東京高裁（東京高判平成 27 年 9 月 4 日裁判所 Web）は、「東芝らの営業上の利益や公正な競争秩序を害する高い危険性を有し、その違法性は相当に強い」とし、また、C 社は和解で 331 億円もの巨額の支払いに応じており、東芝に多大な損害が生じたことが認められるとして、X に懲役 5 年、罰金 300 万円を認めた第 1 審判決を維持した。

(iii) ベネッセ顧客情報漏えい事件

ベネッセの顧客情報約 3000 万件が、ベネッセと業務委託していた A 社において勤務し、顧客情報にアクセスする権限を有していた X によって領得され、名簿業者に開示された事件である（平成 27 年改正前の 21 条 1 項 3 号ロ（領得）、4 号（開示）で起訴された）。争点は、①本件顧客情報が、営業秘密の要件として必要な「秘密管理性」を有するか、及び②X は、営業秘密の管理に係る任務を負っていたといえるかであった。弁護人は、①会社側の管理体制からみて、秘密管理性の要件が欠け、②X はベネッセ、A 社との直接の雇用関係がないので、営業秘密を管理する任務を負っていない等と主張した。

第 1 審（東京地裁立川支判平成 28 年 3 月 29 日裁判所 Web）は、①につき、秘密管理性が認められるためには、(ア)当該情報にアクセスできる者を制限するなど、当該情報の秘密保持のために必要な合理的管理方法がとられており、(イ)当該情報にアクセスした者につき、それが管理されている秘密情報であると客

---

49) 本判決の評釈として、田中・前掲注（48）209 頁以下参照。

観的に認識することが可能であることを要するとした<sup>50)</sup>。

そして、(ア)について、アカウントの管理によりアクセスできる者が一定の範囲に限定されていたこと、業務用パソコンからしかアクセスできない設定となっていたこと、部外者からのアクセスに対する防止措置がとられていたこと、業務用パソコンから USB メモリ等への書き出しが制御されていたこと、顧客情報が機密扱いとなっていたこと、従業者全員に情報セキュリティ研修を実施していたことなどから、秘密保持のために必要な合理的管理方法がとられていたとした。また、(イ)についても、外部記録媒体への書き出し制限がされていたこと、セキュリティ研修を実施していたこと等から、本件顧客情報にアクセスする従業者が、それが管理されている秘密情報であることを客観的に認識可能な状態であったとした。

②に関しては、Xは、C社の従業員で、ベネッセ、A社とは別のC社への業務委託元が指定する事業所でシステムエンジニアとして従事していたが、平成24年1月からベネッセの多摩事業所で情報システム開発等の業務に従事していた者であることが認められるため、ベネッセ及びA社に対し秘密保持義務を負っており、その認識もあつたとして、義務に違反したと認められるとした(懲役3年6月及び罰金300万円)。

弁護側の控訴に対し、東京高裁(東京高判平成29年3月21日高刑集70巻1号10頁)は、領得罪、開示罪の成立を認めた原判決を維持したものの、量刑不当の主張を認め、原判決を破棄し、減刑した(懲役2年6月及び罰金300万円)。ベネッセやA社では、アカウントによるアクセス制限がとられていたものの、アカウント情報が共有フォルダ内に蔵置され、閲覧可能であったこと、私物のスマートフォンの執務室持ち込みが禁止されていなかったこと、本件データベースのアラートシステムが機能していなかったことなどの会社側の不備があり、これが量刑判断に影響するとしたのである。

---

50) 「営業秘密管理指針」の全面改定(平成27年1月)により、秘密管理性の要件について修正があった点につき、前掲注(4)参照。

## (2) 刑事事件捜査における課題

平成 21 年改正により営業秘密の領得自体を処罰する規定が設けられたこと、平成 23 年改正により刑事手続における秘密保持が整備されたこと、さらに平成 27 年改正により非親告罪化されたことなど、今後、ますます刑事事件化する事案が増えると考えられる。

これに対応するため、警察庁では、平成 27 年 10 月 2 日付で「営業秘密保護対策官」を設置した<sup>51)</sup>。特に捜査に当たって留意すべき事項としては、①秘密管理性の要件をいかに確認するか、②被疑者が争うことが多い図利加害目的についていかに立証するかなどが挙げられる。

①については、「営業秘密管理指針」が平成 27 年に全面改定されたことが重要である。営業秘密侵害罪を重罰化するためには、その営業秘密が企業内で重要な秘密事項として扱われ、十分に保護に値する措置がとられていることが前提となる。「差止め等の法的保護を受けるための最低限の水準を示すもの」とされているが(同指針 1 頁)、いかなる措置がとられているかの実態把握が重要となる<sup>52)</sup>。

また、②については、被疑者の内心が表面化した証拠の収集が必要となる<sup>53)</sup>。前述(2)(3)(iii)のように、背任罪における図利加害目的とは必ずしも一致しない内容を含むことにつき、留意する必要がある。

## 5. 情報侵害への刑罰適用 — 今後の方向性

### (1) 「秘密を漏らす罪」から「情報の保護」へ

改正刑法草案の 381 条の「企業秘密を漏らす罪」は、まさに「秘密を漏ら

---

51) 小栗宏之「営業秘密の保護強化に関する不正競争防止法の改正と営業秘密侵害事犯の取締りについて」警察学論集 69 卷 2 号 (2016 年) 1 頁参照。

52) 小栗・同 18 頁参照。

53) 小栗・同 19 頁参照。

す罪」として構想された。また、不正競争防止法の営業秘密侵害罪も、平成21年改正で領得行為を処罰するまでは、主として使用・開示行為を処罰するものであり<sup>54)</sup>、同じく秘密を漏らした時点で処罰しようとするものであった。

しかし、情報が失われた際の被害額が莫大となっていること（前述3(1)）を考慮すれば、それらの機密情報の価値は非常に高いものといえ、秘密を漏らす行為ではなく、情報自体を保護する必要性が高まっているといわざるを得ない。また、雇用状態の多様化、人材の流動化等から転職者の割合が高くなり、中途退職者による情報漏えい事案が増加していること<sup>55)</sup>、企業活動のグローバル化に伴い、海外への情報漏えい事案が多発し、我が国の国際競争力に対する重大な脅威となっていることから、従来のような「秘密を漏らす」段階まで待つて処罰するのでは、保護に欠けるといえる。

個人情報保護法により、個人の特定情報に高い価値が見いだされるようになったからこそ、顧客名簿が「営業秘密」となったように、情報は、刑法典が想定していた「秘密の保護」とは比較にならないほど莫大な価値を持つようになった。例えば、今後、自動運転車が普及するようになれば、常にネットワークに接続しつつ、さらに運転者（が存在すればであるが）が、車内でどのような状態にあるのかが晒された状態で運行することになるから、まさに「走る情報のかたまり」といえる。今後、IoTが発達すれば、刑法典にある秘密漏示罪の範囲を遙かに超え、各人の丸裸の情報が外部に流出するおそれがある<sup>56)</sup>。

---

54) ただし、欺罔、暴行や、窃取や不正アクセスといった手段による取得は、従来から取得行為自体が処罰の対象となっていた（21条1項1号）。

55) 営業秘密の漏えい経路として、退職者等が絡む侵害が深刻化しているとされる。三菱UFJリサーチ&コンサルティング『人材を通じた技術流出に関する調査研究報告書・別冊（平成24年度経済産業省委託調査）』（2013年）によれば、中途退職者（正規社員）による漏えいが50.3%であり、現職従業員等のミスによる漏えい（26.9%）、金銭目的等の動機を持った現職従業員による漏えい（10.9%）を大きく上回っている。

56) 普及しつつあるAIスピーカーにつき、乗っ取りの危険性があるとの指摘もなされている（産経新聞2023年1月27日）。また、産業構造審議会知的財産分科会／営業秘密の保護・活用に関する小委員会『第四次産業革命を視野に入れた不正競争防

## (2) 刑法における情報の保護

そのような時代にあつて、現代的な「情報」の価値に相応しい刑事的制裁の検討が必要であるが、刑法学会では既に 1989 年（平成元年）の報告で、情報に対する刑事的規制の試案が示されており、それは刑法典の中に置かれるべきであるとされていた。もし不正競争防止法に規定すれば、不正競争の目的が認められず、競争関係にない場合の処罰ができないからだと説明されていたのである<sup>57)</sup>。

しかし、不正競争防止法は平成 21 年改正により、「不正の競争の目的」の要件をはずし、競争関係にない場合であっても、「図利加害目的」があれば情報の領得まで処罰することを可能とした。刑法典による情報に対する処罰規定整備が進捗しない中、不正競争防止法が迅速な法改正により、特に重要な情報に対する刑事罰の適用を実現してきたのである。少なくとも営業秘密については、事実上、不正競争防止法により「情報窃盗」を処罰することが可能となっている。不正競争防止法の営業秘密侵害罪は、特別刑法による処罰とはいえ、懲役 10 年、罰金 2,000 万円まで認め、法人処罰規定もあることから、今後、ますます機動的・効果的な運用が可能となろう。

ただ、例えば、生活経済事犯に対しては、出資法、金商法等の（刑法からみれば）特別法による処罰があるものの、それらの処罰の間隙を埋めるためのセーフティーネットとして刑法 246 条の詐欺罪規定が機能する場面がある<sup>58)</sup>。営業秘密侵害罪といった特別法による処罰規定<sup>59)</sup>が設けられている領域でも、処

---

止法に関する検討・中間とりまとめ』(2017 年 5 月)では、IoT、ビッグデータ、人工知能等の新たな技術開発に伴い、その保護に関する新たな検討が必要であると指摘されている。

57) 山口厚「財産的情報の刑法的保護」刑法雑誌 30 卷 1 号 (1989 年) 40 頁参照。試案は、財産価値を有する技術上または営業上の秘密情報を窃用 (不正利用)、窃用目的での漏示、切要目的での取得を処罰するものである。

58) 拙稿「宗教活動と詐欺罪」研修 625 号 (2000 年) 11 頁参照。

59) 無体財産の保護については、不正競争防止法のほか、著作権法や特許法・商標法

罰の間隙は生じ得るから、それを埋める一般的な規定の整備も考慮されるべきであろう<sup>60)</sup>。

たしかに、現行法の「財産上の利益」には情報は含まないとされているが、財産上の利益の適用範囲は、徐々に拡大してきている<sup>61)</sup>。また、例えばわいせつ罪頒布罪（175条）の規定改正では、「電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布」する行為が処罰対象となり、わいせつな電磁的記録（データ）自体を処罰する規定が設けられた<sup>62)</sup>。財産上の利益の解釈も、今後、変化していく可能性はあろう。現代社会において情報が奪われることの被害の重大性、IoTなどの新たな技術による情報の集積・加工・発信の容易化、低コスト化が加速度的に進めば、情報漏えいにより生命の危険すら生じかねない事態であることを深刻に受け止める時期にきている。情報侵害が重大な法益侵害であるとして、処罰規定を刑法典に設けることも、構想されるべきである。

---

などがある。

60) 不正競争防止法に刑事罰が導入される以前のものであるが、データ侵害行為に対する刑事罰のあり方につき、佐久間修『最先端法領域の刑事規制』（2003年）200頁以下参照。

61) 拙稿『『財産上の利益』の意義について』法曹時報 67巻2号（2015年）1頁以下。

62) 前田雅英「児童ポルノとわいせつ物とネット犯罪」『刑事法最新判例分析』（2014年）220頁以下参照。